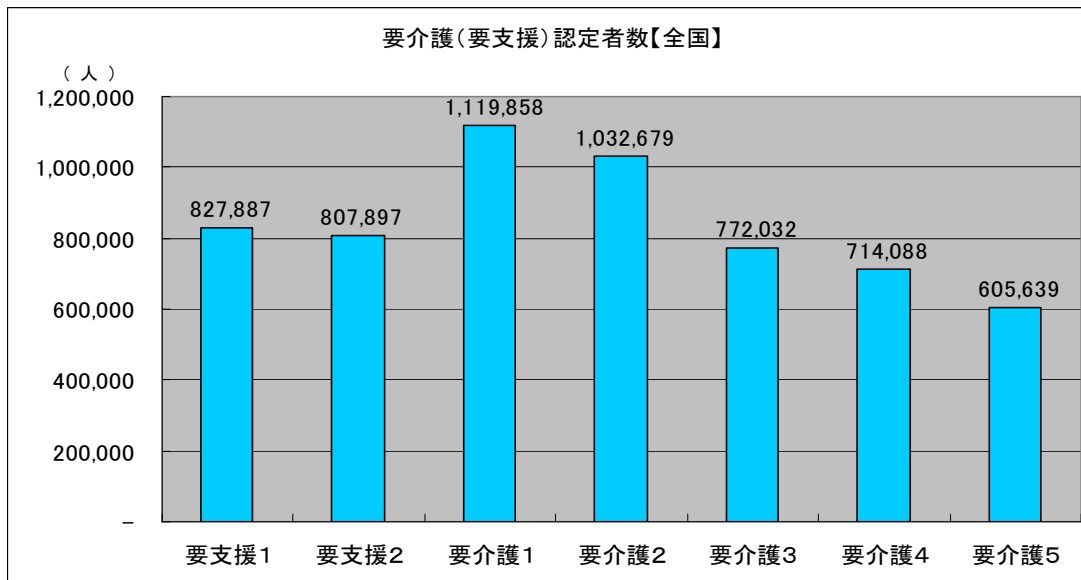


～国の保障～ 公的介護保険について

・介護状態になる人はどのくらい？

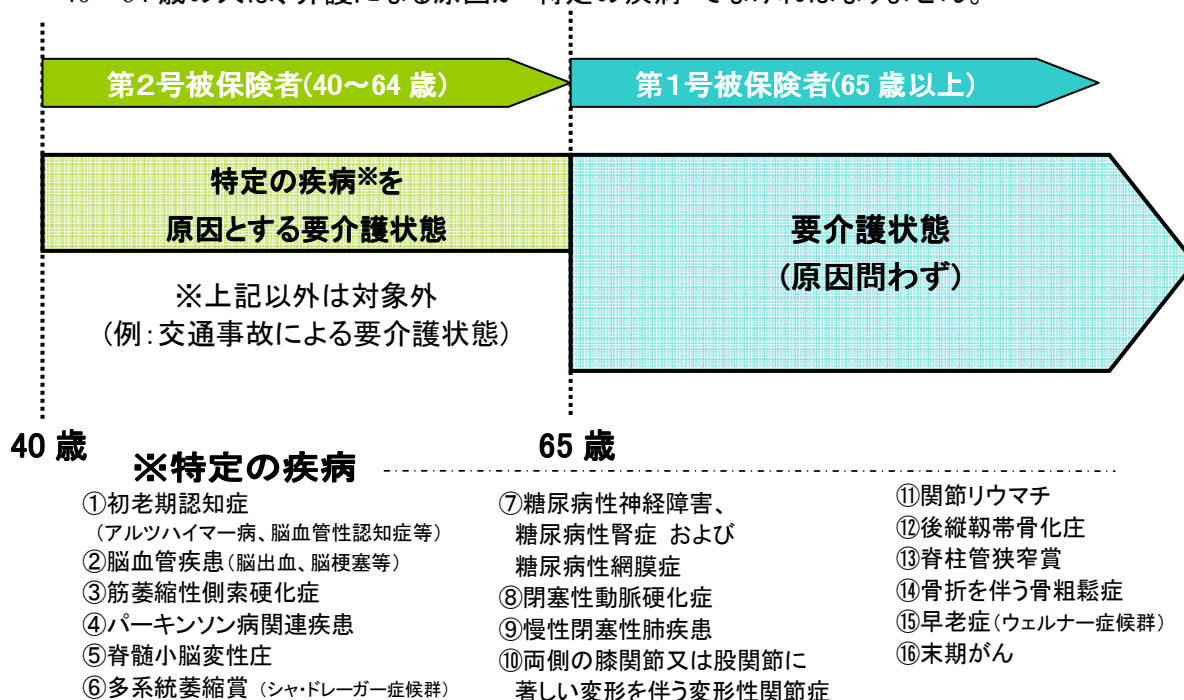


厚生労働省「介護保険事業状況報告書(暫定)平成26年5月分」

上図は、平成26年5月の暫定値ですが、要介護(要支援)認定者は、**588万人**を超えています。

・どんな人が受けられる？ 何歳から？ 介護になった原因は？

- ・**40歳以上**の人が対象
- ・65歳以上の人は介護になった原因を問いませんが、40～64歳の方は、介護になる原因が“特定の疾病”でなければなりません。



・どんな保障が受けられる？

要介護度	支給限度額 (1ヶ月あたり)	利用できるサービスの目安
要支援1	50,030円	週2～3回のサービス ◎ 週1回の介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス) ◎ 介護予防通所介護または通所リハビリテーション(介護予防通所系サービス) ◎ 月2回の施設への短期入所
要支援2	104,730円	週3～4回のサービス ◎ 週2回の介護予防訪問介護 ◎ 介護予防通所系サービス ◎ 月2回の施設への短期入所 ◎ 福祉用具貸与(歩行補助つえ)
要介護1	166,920円	1日1回程度のサービス ◎ 週3回の訪問介護 ◎ 週1回の訪問看護 ◎ 週2回の通所系サービス ◎ 3カ月に1週間程度の短期入所 ◎ 福祉用具貸与(歩行補助つえ)
要介護2	196,160円	1日1～2回程度のサービス ◎ 週3回の訪問介護 ◎ 週1回の訪問看護 ◎ 週3回の通所系サービス ◎ 3カ月に1週間程度の短期入所 ◎ 福祉用具貸与(認知症老人徘徊感知機器)
要介護3	269,310円	1日2～3回程度のサービス ◎ 週6回の訪問介護 ◎ 週2回の訪問看護 ◎ 週1回の通所系サービス ◎ 毎日1回、夜間の巡回型訪問介護 ◎ 2カ月に1週間程度の短期入所 ◎ 福祉用具貸与(車イス、特殊寝台)
要介護4	308,060円	1日2～3回程度のサービス ◎ 週6回の訪問介護 ◎ 週2回の訪問看護 ◎ 週1回の通所系サービス ◎ 毎日1回、夜間の巡回型訪問介護 ◎ 2カ月に1週間程度の短期入所 ◎ 福祉用具貸与(車イス、特殊寝台)
要介護5	360,650円	1日3～4回程度のサービス ◎ 週5回の訪問介護 ◎ 週2回の訪問看護 ◎ 週1回の通所系サービス ◎ 毎日2回(早朝・夜間)の夜間対応型訪問介護 ◎ 1カ月に1週間程度の短期入所 ◎ 福祉用具貸与(特殊寝台、エアーマットなど)

公的介護保険の給付は、要介護認定を受けた利用者が**支給限度額の1割の利用料**を支払うことで、「**現物給付**」による介護サービスを受けることができます。

※支給限度額を超えた分は全額自己負担になります。

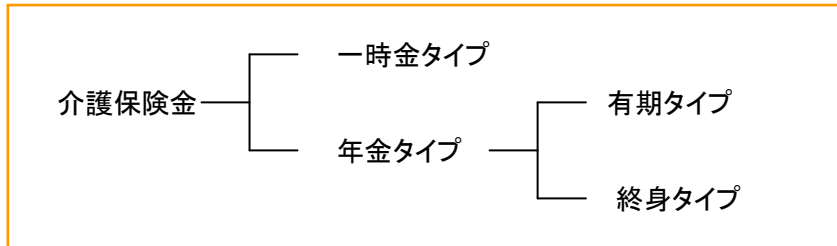
また、施設における食費や滞在費などは公的介護保険の給付の対象にはなりません。

※支給限度額の対象となっていないサービス(特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護など)があります。

～民間の保障～ 介護保険について

公的介護保険制度をもってしても、そのサービスを受けるには一定の自己負担がかかりますし、入院が短期化している病気と比べて、介護期間が何年も続くことも想定されます。そのため、公的介護保険制度を補完するために何らかの方法で備えておく必要があります。

・介護保険金の受け取り方は？



(1)一時金タイプ

要介護状態になった場合に、所定の介護一時金を受け取れます。

(2)年金タイプ

要介護状態になった場合に、所定の介護年金を受け取れます。その受取期間は以下の2タイプです。

・有期タイプ

要介護状態になった場合に、契約時に定めた期間年金を受け取れるタイプです。
 5年間・10年間など介護年金の受取期間があらかじめ定められているものです。

・終身タイプ

要介護状態が継続している限り、一生涯、介護年金を受け取れるタイプです。

・掛け捨て？積立？（保険商品の特徴）

◆契約の形態

1. 医療保険・終身保険などの主契約に「介護の特約」を付加する方法
2. 主契約として「介護保険」に加入する方法
3. 終身保険などの保険料の払込満了時点で介護保障に移行する方法

◆保険料と解約返戻金

月払(年払)や一時払で保険料を払込み、
 その保険料は掛け捨てになるものから、死亡時や解約時に戻ってくるものなど、
 各生命保険会社の商品や設計の方法によって様々です。